

様式第1号（第14条関係）

市 民 政 策 提 案 書

平成 26 年 10 月 30 日

苫小牧市長 岩倉 博文様

氏 名	一般社団法人苫小牧青年会議所 理事長 廣澤 隆
提案者（代表）	住 所 苫小牧市表町 1-1-13-6F
	電話番号 0144-34-3627

苫小牧市市民参加条例第17条第1項の規定に基づき、次のとおり提案します

1 政策提案の名称

児童虐待防止に関する提言書

2 提案の理由

児童虐待は増加の一途にあり、全国的に深刻な問題と認識されています。また、苫小牧市においても同様の傾向にあり児童虐待防止対策の実施は急務となっております。当会では、この現状を変えようと平成 26 年 8 月 31 日には苫小牧児童虐待防止市民集会を多くの団体の皆様と開催させていただくとともに、政策面でも調査を進め提言書にまとめて提案させていただきます。

3 提案の内容

別紙提言書参照

4 予想される効果

児童虐待の予防、早期発見
子育て世代の育児負担軽減、子育てしやすいまちづくり
児童虐待の深刻化の防止、被虐待児のフォロー体制の確立

5 その他参考資料等

別紙提言書参照



回答期限
平成 27 年 1 月 30 日(金)

※条例第 17 条第 3 項に基づき、提案内容を公表するときに代表者の氏名も公表しますので、御了承ください。

児童虐待防止に関する

提言書



平成26年8月31日

一般社団法人苦小牧青年会議所



目次

○はじめに（提言の背景）

○苫小牧市における児童虐待の現状及び課題

○提言概要

1. 子育て支援施策の充実

- ① 母親の孤立防止支援や育児情報の発信力強化
 - ＜具体案1＞ きずなメールの活用
 - ＜具体案2＞ 町内活動による育児支援
- ② 父親の子育て参加の促進、育児中の母親の就業支援
 - ＜具体案1＞ 父子手帳（イクメン手帳）の発行
 - ＜具体案2＞ イクボスの養成
- ③ 夜間や休日の預かりに対応する制度や施設の拡充

2. 児童虐待の早期発見及び防止体制の充実

- ① 苫小牧市における児童相談所の設置
- ② 地域による子ども見守りの強化及び情報の共有
 - ＜具体案1＞ 各家庭を訪問する事業者との連携活動
 - ＜具体案2＞ 児童虐待情報共有システムの活用
 - ＜具体案3＞ ウォーキングを行っている人への見守り協力

3. 市民への啓蒙活動の促進

- ① 児童虐待防止条例の制定

○付 則

- ・参考資料・参考文献
- ・発行者

はじめに（提言の背景）

児童虐待は増加の一途にあり、厚生労働省の統計（※注1）によると全国の児童相談所の児童虐待に関する相談対応件数は平成24年度で66,701件と過去最悪を記録しています。この数字は、児童虐待防止法施行前の平成11年に比べ5.7倍の増加となっており、全国的に深刻な問題と認識されています。また、虐待による死亡事例（虐待死+心中の合計）は年間100名前後で推移するなど子どもにとって命に関わる深刻な事例が大変多くなっています。

現在、我々の社会では経済の停滞による経済格差の拡大や核家族化の進行、少子化、地域コミュニティの希薄化など児童虐待と直接的、間接的に結びつく様々な問題を抱えております。今年（平成26年6月現在）に入ってから多くの児童虐待事件が起こっており、数多くの子供たちが傷つき、苦しみ、そして最悪の場合死にいたっております。特に今年6月に厚木市で起こった児童虐待事件では当時5歳の男の子がネグレクトによって死亡し、7年以上経過した今年になってようやく明るみに出たという衝撃的な事件でした。養育機能が低下している家庭が多くあり、上手く親子関係を築くことができず、さらに地域社会から孤立して虐待に至ってしまう事例が多々あります。児童虐待は本来子ども達にとって最も身近で最大の味方であるはずの親（親権者）が加害者となるため、その他周りの大人達が気づき、手をさしのべる必要性が非常に高いと言えます。

児童虐待は経済的な要因、社会的な要因、個人的な要因など、様々な要因が複雑に絡み合っているのだと言う事を周知していかなければならないとともに、児童虐待は決して他人事ではない、私たちの身近なところで起こっていると言う事を広く道民、市民に知って頂けなくてはなりません。

子育て世代であり責任世代である我々はこの事態を憂慮し、始めに苫小牧市の現状や課題を知るために室蘭児童相談所や苫小牧市子育て支援課など関係諸団体のヒアリングを行い、その上でこの悲惨な児童虐待を防止するための取り組みとして何が出来るかを検討した結果、実効性のある施策を以下のように取りまとめ提言させていただきます。

※注1

【厚生労働省】「第9次報告」子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について

苫小牧市における児童虐待の現状及び課題

苫小牧市の児童虐待の現状も全国と同じく悪化の一途をたどっています。苫小牧市を含む胆振日高地域を所管する室蘭児童相談所によると、管内における平成24年度の児童虐待認定件数は242件で、その内苫小牧市においては120件といずれも過去最悪となっており、苫小牧市内の多くの子ども達が日々虐待の危険に晒されている現状にあります。

さらに、件数だけではなく質の面でも、苫小牧市において平成19年2月に育児放棄(ネグレクト)によって当時3才と1才の子どもが市営住宅に放置され1才の子どもが餓死するという深刻な事例が発生しており、この苫小牧の事件を契機として北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部による「子どものいじめ・虐待防止緊急宣言」が全道に発信されるなど、北海道内、特に苫小牧市において児童虐待防止の取り組みが大変重要であり地域の大人達が一丸となって子ども達のために取り組むことが求められています。

しかしながら、苫小牧市には児童虐待防止の最前線に立つ施設である児童相談所が設置されておらず、室蘭児童相談所から出張してきて対応しているなど行政上の体制整備が遅れている状況にあります。この現状を受け、苫小牧市は平成19年度より児童相談所誘致の要望を始め、昨年度には民生委員児童員協議会が中心となり大規模な署名活動によって児童相談所誘致の取り組みがされるなど、児童虐待防止の体制作りは苫小牧市を挙げた緊急の取り組み課題となっています。

以上のような取り組みを行っている苫小牧市ですがその状況が市民に十分に認識されているとは言いがたく、市民の共通認識として児童虐待への正しい理解が進むことが求められています。

提言概要

1. 子育て支援施策の充実

日本の子育てといえば昔から「母親の役目」というような状況が今でも続いており、育児の負担は母親が一人で背負っているケースが少なくありません。

現在では夫婦で働きに出ている家庭も多くあり、離婚やシングルマザーでの出産も珍しくなくなっています。その場合保育園等に預けて働きに出なければなりません。待機児童の問題にもあるように保育園に預けたくても預ける事が出来ないケースが多々見受けられます。ライフスタイルや働き方の多様化などにより夜間や深夜に働かなくてはならない場面も多くありますが、深夜遅くまで預けてくれる保育園等は全然足りない状況です。

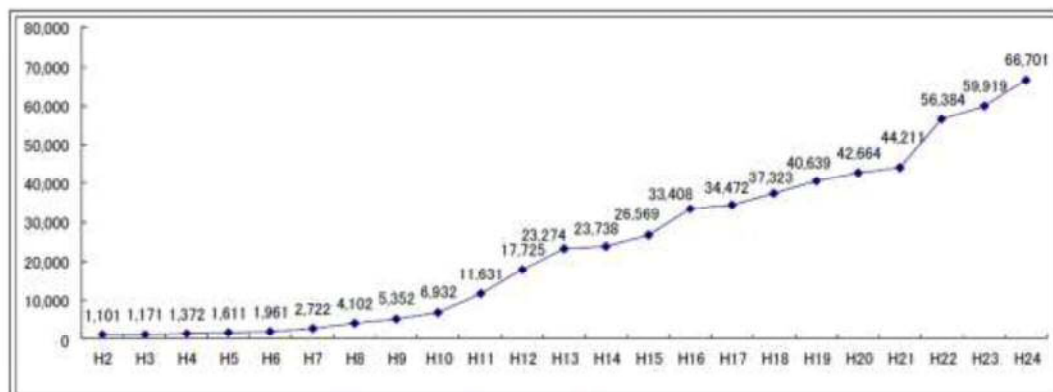
仮に共働きの家庭で父親が子育てをしたいと思っても経済状況の悪化などから残業等が増え、長時間労働をしなければならない状況になっており子育てに参加する余裕が全くありません。

また、父親、母親共にですが少子化により自身の兄弟や近所の子供の子育てを見る事なく育っているため、育児の知識が乏しい状態で育児をしています。

誰かを頼ろうとしても、核家族化の進行で親や親戚は近くに住んでおらず、また地域のコミュニティも無い状態で孤立してしまっており頼れる人が近くにおりません。

このような結果、初めは愛してやまなかった我が子であったはずなのに、育児ストレスがたまっていき孤立感から徐々に追い詰められそのストレスのはけ口が子供に向かい、ついには子供を虐待していたと言うケースが多くあります。

厚生労働省発表の「平成24年度 児童相談所における児童虐待相談対応件数の内訳」によると全国の児童相談所の相談対応件数は66,701件と過去最悪を更新しており、虐待者別の割合を見ると約6割が実の母親といったデータが出あります。



※ 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

表 児童虐待相談の対応件数及び虐待による死亡事例件数の推移

児童虐待は個人的、社会的、経済的、等さまざまな要因が複雑に絡み合って引き起こされますが、その中の要因の一つである母親の孤立感を解消する為に子育て支援施策を充実させる事は児童虐待を防止するために大変重要であります。

① 母親の孤立防止支援や育児情報の発信力強化

先にも説明した通り、現代の母親は育児の負担を自分独りで抱え込んでしまっており、また育児経験が少ないため子供がちょっと病気になった程度でも対応方法がわからず常に不安を抱えながら子育てを行っております。そのような母親にその都度適切な情報を発信する事が出来れば不安や孤立感を解消する事が出来るのでは無いかと考えました。

<具体案1> きずなメールの活用

きずなメールとは

「特定非営利活動法人 きずなメール・プロジェクト」の事業の一つで、同団体にて運営されている子育て支援メール配信サービスであり、自治体や・医療機関等のオリジナルメールサービスとして発信することができます。

●HP

<http://www.kizunamail.com/>

きずなメールの特徴

総務省の発表によると携帯電話やスマートフォンの普及率は2013年3月末時点で110.2%をと100%を越えておりで今や、私たちの生活になくてはならないものになっています。

携帯メールは必ず受け取る事ができる強力な情報媒体であり、情報弱者や孤立しがちな妊婦さん・子育て中の母親にも発信者側が伝えたい情報を確実に届ける事ができます。

きずなメールは地域の自治体、医療機関、子育て支援団体等と協働して配信することで、孤立しがちな産前産後の女性と地域を結びつけることができ、「家庭内での孤独を防ぐ」「地域からの孤立を防ぐ」という「2つの力」で孤育て（※注2）を予防することが出来ます。

※注2

孤育てとは子育てにおける孤独を表した造語で夫や家族からの育児の協力が得られず、近くに助けてもらえる人もいない中で子育てをしている状態のこと。核家族化や、働いていた女性が出産、子育てで仕事を離れたことで感じる疎外感などが背景にあります。産後の女性の5人に1人がかかる可能性があるといわれる産後うつや、0歳児に最も多い虐待死の陰には孤育てがあるとの指摘もあります。

きずなメールは大きく分けて妊娠期用と出産後用があります。

◎妊娠期用（登録時に出産予定日を入力）

・マタニティきずなメール

妊娠中の母親が対象で胎児の成長過程、妊娠生活のアドバイス等を1日1通配信する。

・プレパパきずなメール

妊娠中の母親のパートナーが対象で胎児の成長過程、妊娠・出産・育児の基礎知識等を1日1通配信する。

◎出産後・子育て期用（登録時に赤ちゃんの誕生日と名前(ニックネーム)を入力）

・産後きずなメール

0～2歳児の母親・父親が対象で産後の体重管理&メンタルヘルス、赤ちゃんのお世話の仕方、子育てアドバイス等の内容を配信する。

配信頻度は、1歳までは3日に1通、1歳以降は2週間に1回程度。

・子育てきずなメール

0～2歳児の母親・父親が対象で育児アドバイス、ホームケア、予防接種、事故予防、産後のメンタルヘルス等の内容を配信する。

配信頻度は、1歳までは3日に1通、2歳までは1週間に1回、3歳までは2週間に1回程度。

以上のような基本フォームに加え各自治体独自の子育て情報等を一緒に配信する事ができます。一例をあげると次のようなものになります。

・妊娠期間や子どもの月齢、年齢に合わせて提供する情報

出生届・医療証、児童手当など手続き関連、予防接種・定期健診、各種相談窓口、保育・託児、ファミリーサポートなどの情報

・出産や育児に関するイベントや講座など、月日指定の情報

産前：母親学級、両親学級 等

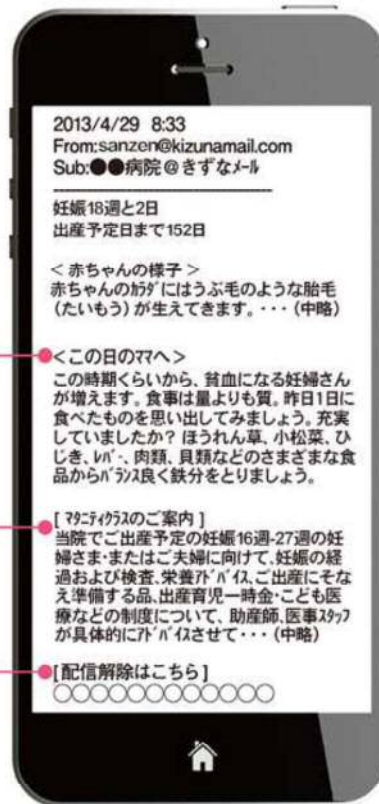
産後：予防接種や離乳食、子育てイベントの情報 等

きずなメール メール画面のイメージ

胎児の成長過程や妊娠生活のアドバイスが1日1通届きます。

ご希望によりお知らせ情報やメッセージを入れることができます。

登録者はいつでもすぐに配信解除できます。



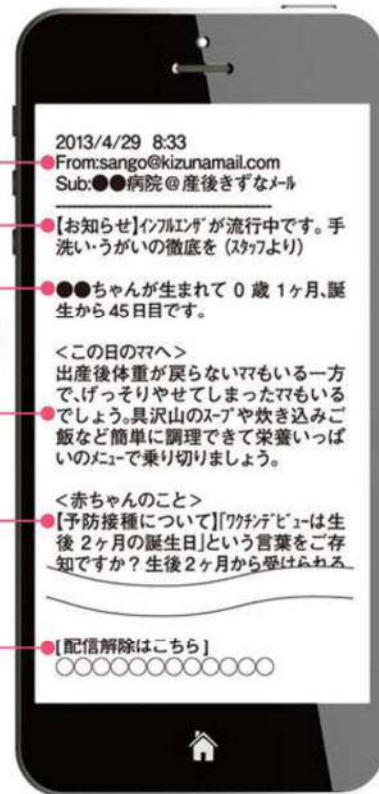
協働先のオリジナルメールアドレスになります。

ご希望により、お知らせ情報・メッセージを入れることができます。

産後版は赤ちゃんのニックネームを登録することができます。

妊娠週日数・月例に合わせ、「ママへのアドバイス」「赤ちゃんの成長」等が届きます。

登録者はいつでもすぐに配信解除できます。



きずなメール 導入の効果

きずなメールの基本原稿は例えば出産前なら「赤ちゃんのカラダにはうぶ毛のような胎毛が生えてきます」など誰かに教えたい内容なのでパートナーとの会話が増えコミュニケーションの活性化につながります。登録時に父親のメール登録をする事により妊娠や子どもの発達についての関心を高めることができ、またプレパパきずなメールでは妊娠・出産・育児の基礎知識等も配信するので父親の出産・育児への理解が深まり、男性の育児参加への意識が高まります。

配信する基本原稿は、産婦人科医、小児科医、助産師、管理栄養士等、専門家の監修を経て制作されたもので、妊娠中は「胎児の成長を1日ごとに紹介」、出産後は「赤ちゃんの月齢に応じた育児アドバイス」等が配信されるので母親や父親の育児不安を解消して子育てに前向きに取り組む気持ちを持てるようになります。

きずなメールで各自治体の子育て情報を配信する事で孤立しがちな出産前、出産後の母親と地域を結びつける事ができ、母親が必要としている情報やサービスを知るきっかけになります。また子育てに関する各種支援サービスやイベント等の情報を、その対象となる家庭に的を絞って配信する事ができるのでサービスの利用率やイベントの参加率の向上につながります。

すでに導入した自治体や医療機関のアンケートによると毎回9割以上の読者が「毎日読む」との回答しており、発信者側が伝えたい情報を確実に届けていると言えます。また、満足度も9割以上で「とても良かった」「良かった」が占めており妊娠・子育て中の家庭に支持されている事がわかります。

きずなメール 導入実績

●自治体

- ・東京都文京区：子育て応援メールマガジンの配信事業

http://www.city.bunkyo.lg.jp/sosiki_busyo_kosodate_nerunaga.htm

- ・神奈川県相模原市：子育て応援情報配信事業「産後きずなメール相模原版」

<http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kosodate/jyoho/026609.htm>

- ・宮城県女川町：「きずなメール女川版」「産後きずなメール女川版」

- ・東京都江東区：「こんにちは赤ちゃんメール」（産前／産後）

<http://www.city.koto.lg.jp/topics/2107/kosodatezyouhou.htm>

●医療機関実績

<http://www.kizunai.com/variations/medical>

●団体・企業実績

<http://www.kizunanail.com/variations/corporate>

●その他

- ・スマートフォンアプリ「まいにちのたまひよ」にて、「きずなメール」コンテンツの一部分の配信を行っています。

<https://itunes.apple.com/jp/app/tanahi-yo-ren-shen-yu-erno/id705873329?l=ja&s=1&t=8>

きずなメール 導入に関して

苫小牧市で導入するとして、始めに導入費用は昨年の出生数1486名とすると初年度は初期費用を含めて約150万円（現時点での概算）と試算されます。担当部署は母子保健または子育て支援ですので苫小牧市では健康こども部健康支援課(母子保健係)または健康こども部こども育成課になると思われます。また、契約形態は委託事業か協働事業のいずれかになります。（きずなメールの対象期間は妊娠初期から3歳の誕生日までです）

導入の手続きなどで、とくに大きな作業はありませんが原稿確認などの準備で配信開始までに2～3ヶ月程度かかります。

<具体案2> 町内活動による育児支援

児童虐待は核家族化や地域のつながりの希薄化などで母親が孤立する事や母親に育児負担が多くかかることも一つの要因であると考えられます。児童虐待をなくすために早期発見や予防の策として、もともと地域社会の大人たちが担っていた家庭と学校以外で子どもを見守り支えていくことの重要性を再認識する必要があり、地域でできる子育て支援の普及が求められています。

町内会は住んでいる地域の最も身近なコミュニティの一つであります。近年、加入者の減少や高齢化が進んでおりますが若い世代へ加入を促すためにも積極的に地域の子育て支援に関わっていく必要があるのではないのでしょうか。

お祭りやキャンプなどのイベントを行っている町内会もありますがそこまで規模を大きくせずに行える事もたくさんあります。例えば月に1回、夜18時～21時程度の時間に町内会館や児童センターなどを開放し、子どもが自由に過ごせるような空間を提供する事も支援の一つになるのではないのでしょうか。子ども達は一緒に遊んだり宿題をしたりそれぞれ一人一人思い通りに過ごします。来てくれた子どもの中には、親の仕事の都合で夜ひとりぼっちな子もいるかもしれません。子ども同士が仲良くなる事でそのつながりが親や家族に広がりますし、仲良くなる事で悩みなどをうち明けてくれるかもしれません。また、仕事をしている親以外に普段子どもと一緒に過ごす事が多いお母さんも少しの時間ですが子どもから離れ自分の時間を過ごす事になり、子育ての負担を軽減する事につながります。

ただ一緒に過ごす以外にも、負担は大きくなりますが一緒に晩御飯を食べたり、銭湯などに行って一緒に入浴したり、年1回のイベントとして夏休みにお泊まり会をする等、地域の子子ども達と積極的に関わる事が必要と考えます。

これら以外にも、地域の実情にあった育児支援があると考えられ、そういったことを知っている町内会が学校や市、幼稚園・保育園等と連携して支援を行っていく事が大切です。

② 父親の子育て参加の促進、育児中の母親の就業支援

社会保障や福祉政策で先進的な北欧諸国では、「幼児が父親、母親と多くの時間を接する事により人間形成や家族間の絆によりよい影響を与える」ということが社会全体に広く認知されています。

経済協力開発機構（OECD）が2014年3月8日の国際女性デーを前に発表した調査（加盟34カ国の大方を対象とする）によると、世界で「最も家事に協力的」な男性はノルウェー人で、「最も協力的でない」のは日本人との結果でした。具体的な数字で表すと1日あたりの家事に費やす時間はノルウェーの男性は180分、女性は210分であるのに対し日本の男性は1日当たり62分で女性は300分近くを家事に費やしています。経済協力開発機構（OECD）の報告では「キャリアを持つ女性が増えており、男女間の差は徐々に縮まりつつある」とする一方「依然として大きな差があり、一部の国では男性の家事協力がなお難しいことが明らかになった」としている。このことは日本の現状をそのまま表していると言え、男性の育児参加への意識がまだまだ足りない事を示しています。

また、厚生労働省が発表した2012年度の雇用均等基本調査によると、約3割の男性が「育児休業を取得したい」と希望しているが、実際の取得率は1.89%という低い数値にとどまっており、その取得した人でも育休の期間は短く、1～5日が4割、5日～2週間で2割と2週間未満が6割を占めています。また、母親が出産後に再び正社員として働きたいと思っても、なかなか再就職できないといった現状があり、このことは企業側の「男性の育児参加」や「子どもを持つ働く母親」への理解がまだまだ進んでいない事を示しているといえます。

<具体案1> 父子手帳（イクメン手帳）の発行

父子手帳（イクメン手帳）とは

妊娠が分かった際、市区町村に妊娠届けを提出した時に妊娠した女性に渡されるものが「母子手帳（正式名称は母子健康手帳）」ですが、「父子手帳」とは文字通りその父親版です。ただし「母子手帳」はその発行の様式が定められているのに対し、「父子手帳」は各自治体が独自に発行している物なので自由にデザインされています。内容は育児の基礎知識や、父親としての心構え、妊娠中のパートナーとの接し方や地域の育児支援サービスなどバラエティに富んだものが多いです。

育児経験や知識が豊富な男性は多くありません。そんな男性が育児に参加するための入門書が「父子手帳」なのです。

●全国父子手帳コーナー | イクメンプロジェクト

<http://ikumenproject.jp/fusi/index.html>

父子手帳 導入の効果

女性と違って男性の場合、パートナーが妊娠したと分かっても自分自身が出産するわけではないのでなかなか実感できるものはありません。女性の場合妊娠が分かり、役所で「母子手帳」を受け取った時に初めて「これから私は母親になるんだ」と実感することもあるそうです。

「父子手帳」を発行する事により男性にも「これからあなたは父親になるんですよ」という実感を与え父親になる心構えを持つ事になります。また、育児に関心を持ち理解を深める事でパートナーと良好な関係を築く事ができます。

父子手帳 導入実績

- ・東京都：『父親ハンドブック』
http://www.fukushi.hoken.metro.tokyo.jp/kodomo/kosodate/ouen_navi/f_handbook.htm
- ・宮崎県：『パパのイクメン手帳』
<http://www.pref.niyazaki.lg.jp/contents/org/fukushi/jidou/jifuku/page00176.htm>
- ・鳥取県：『がんばるイクメンのリアルな日常』
<http://www.pref.tottori.lg.jp/ikumencomic/>
- ・岐阜県：『父子手帳』
<http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/kosodate/kosodate-shien/ouendan/paswitchon.htm>
- ・埼玉県：育児初心者の父親向けの育児のヒント集『イクメンの素（もと）』
<http://www.pref.saitama.lg.jp/site/ikumen/>
- ・大分県：『p a p a ☆ b o n ～お父さんのための育児支援ブック～』
<http://www.pref.oita.jp/uploaded/attachment/7766.pdf>
- ・栃木県：『父子手帳』
<http://ikumenproject.jp/fusi/pdf/tochigi.pdf>
- ・和歌山市：『Father's NOIE』
<http://www.city.wakayana.wakayana.jp/menu/1/gyousei/kosodateshien/fushitecyo/index.htm>
- ・さいたま市：『父子手帖』
- ・奈良市：『IKUMEN HANDBOOK for nara papa』
<http://www.city.nara.lg.jp/www/contents/1390789085613/index.htm>
- ・千葉市：『育男手帳（イクメン ハンドブック）』
<http://www.city.chiba.jp/shimin/seikatsubunka/danjou/ikumen.htm>

<具体案2> イクボス運動

イクボスとは

近年、子育てをしている若い世代の間に育児参加を希望するする父親が増え「イクメン」という言葉を聞く事も多くなりました。政府の成長戦略の1つに「女性の社会進出」がありますが核家族化の現在、子どもがいる家庭で母親が働きに出ると言う事は子どもを保育所等に預けるか、「父親が育児」をするしかありません。つまり、「女性の社会進出」と「父親の育児参加」の2つは密接にリンクしていると言えます。しかし、50、60代の上司がいる企業では男性は仕事、女性は家事育児といった古い考えの場合が多く、男性の定時での退社や育休取得の大きな障害となっています。

子育てに積極的に関わる男性をイクメンと呼びますが、イクボスとは「育ボス(上司)」つまり従業員や部下の育児参加に理解を示し、育休の取得を奨励するなど仕事と育児を両立できる職場環境を整える事ができるリーダーの事をイクボスと呼んでいます。(イクボスは男性管理職だけではなく女性管理職も含まれます)

- NPO法人ファザーリング・ジャパン

<http://fathering.jp/>

- FQ JAPAN 男の育児バイブル ONLINE

<http://fqmagazine.jp/>

イクボス十か条

イクボスを提唱しているNPO法人ファザーリング・ジャパンでは「イクボス十か条」というものを掲げておりその過半以上当てはまる管理職をイクボスと呼んでいます。

●イクボス十か条

1) 理解：

現代の子育て事情を理解し、部下がライフ（育児）に時間を割くことに、理解を示していること。

2) ダイバーシティ：

ライフに時間を割いている部下を、差別（冷遇）せず、ダイバーシティな経営をしていること。

3) 知識：

ライフのための社内制度（育休制度など）や法律（労基法など）を、知っていること。

4) 組織浸透：

管轄している組織（例えば部長なら部）全体に、ライフを軽視せず積極的に時間を割くことを推奨し広めていること。

5) 配慮：

家族を伴う転勤や単身赴任など、部下のライフに「大きく」影響を及ぼす人事については、最大限の配慮をしていること。

6) 業務：

育休取得者などが出ても、組織内の業務が滞りなく進むために、組織内の情報共有作り、チームワークの醸成、モバイルやクラウド化など、可能な手段を講じていること。

7) 時間捻出：

部下がライフの時間を取りやすいよう、会議の削減、書類の削減、意思決定の迅速化、裁量型体制などを進めていること。

8) 提言：

ボスからみた上司や人事部などに対し、部下のライフを重視した経営をするよう、提言していること。

9) 有言実行：

イクボスのいる組織や企業は、業績も向上するということを実証し、社会に広める努力をしていること。

10) 塊より始めよ：

ボス自ら、ワークライフバランスを重視し、人生を楽しんでいること。

イクボス 導入の効果

イクボスを育成し普及させることは女性の社会進出以外の効果も考えられます。現在、我が国では少子高齢化という大きな問題を抱えています。総務省が2013年7月に発表した就業構造基本調査によると、働きながら介護をしている人は約290万人で全体の52.5%にのびます。つまり半数以上の人介護をしながら働いている事になります。ちなみに親の介護をする為に会社を辞める介護離職の数は過去5年で約49万人にのび、この原因も育児の場合と同じく介護のために定時での退社や、介護休暇が取れないといった企業側の無理解によるものです。

これからの社会は、男性、女性共に育児や介護を含めた家庭生活を大切にしながら安心して働ける環境作りは必要不可欠となり、育児や介護に理解がある上司、つまり「イクボス」の重要性が高まることとなります。

イクボスの考えは家庭の為に仕事を疎かにしても良いという訳ではありません。仕事と家庭を両立するために「時間を効率よく使う」といったスキルを実践する事が必要です。与えられた仕事は定時の時間内で終わらせる。緊急時の時は他の人がカバーするといったことが求められているのです。

イクメンをやっている世代が管理職となる10年後にはこういった考えがさらに浸透していると思われれます。企業側のメリットとしては10年後には当たり前と思われているこの考え方をいち早く取り入れる事で、企業価値を高めイメージアップにつながる事ができます。

イクボス 導入実績

自治体の実績では、群馬県で「イクボス養成塾」と題した県内企業向けのセミナーを開催しており、秋田県大仙市では地域の男女共同参画推進者や市職員管理職級を対象とした男女共同参画セミナーを開催しています。また、消費者庁では2013年6月に「育ボス制度」という人事制度を導入しています。

- ・群馬県 - ぐんまのイクメン・イクボス養成塾のご紹介

<http://www.pref.gunma.jp/06/g2200167.html>

- ・イクボスが増えれば、大仙が変わる！ 秋田県大仙市

<http://www.city.daisen.akita.jp/docs/2014022000038/>

- ・森内閣府特命担当大臣記者会見要旨（平成25年5月21日（火）） 消費者庁

http://www.caa.go.jp/action/kai ken/nori/130521d_kai ken.html

③ 夜間や休日の預かりに対応する制度や施設の拡充

<具体案1> ファミリーサポートセンター事業と介護支援いきいきポイント事業の連携

ファミリーサポートセンターは、仕事と育児の両立や子育てを地域で支援するため、子育ての援助を行いたい人と、子育ての援助を受けたい人で会員組織をつくり、会員相互の信頼関係をもとに、地域で安心して子育てができる環境づくりをサポートしています。

しかしながら、子育ての援助を行いたい人(提供会員)と子育ての援助を受けたい人(依頼会員)のアンバランスは著しく、2013年度では提供会員 129人に対し依頼会員は 1024人と約 8倍となっています。このアンバランスは、制度の有効活用にとって妨げとなっており、仕事と育児の両立を進めるためにもこのアンバランスの解消は非常に重要な課題となってきます。

そこで高齢者の力を子育て支援の現場に活用すること、具体的には「介護支援いきいきポイント事業」の適用範囲を子育て支援にまで拡大することを提案致します。

現在、苫小牧市においては高齢者の介護予防の取り組みとして「介護支援いきいきポイント事業」が導入されています。この制度は、65才以上の高齢者が介護支援のボランティア活動をし、高齢者自身の社会参加を通じた介護予防を推進するため、あらかじめ登録された受け入れ施設でボランティア活動を行い、活動実績に応じて換金可能なポイントが付与されるというものです。

初年度から当初目標登録者数を大きく上回るなど大きな成果が上がっている制度ですが、現時点で介護保険適用の高齢者施設以外には登録施設が設けられていないのが実情です。しかし、制度の趣旨から対象を子育て支援に拡充することは不可能ではありません。

子育て支援と連携することのメリットとして、高齢者の側は子どもとのふれあいを通じて介護予防の成果に期待できること、子育て世代からは子育てのベテランである高齢者が提供会員として登録してくれることにより安心した子育て環境が見込めることが挙げられます。

この両制度の連携にとってネックとなってくるのが、いきいきポイント事業が施設を起点とした制度なのに対し、ファミリーサポートセンター事業は在宅を基本とする制度だということです。ポイント付与を誰が行うのか、個人が行うとポイントが過剰に渡されるのではないかとといった課題点が浮かびますが、託児に関しては固定ポイント(1日の最大ポイント)とすることや、ファミリーサポートセンター事業の受託者にポイント発行を担ってもらうことなどで回避は可能な問題だと考えます。

2. 児童虐待の早期発見及び防止体制の充実

児童虐待に対応するとき一番始めにやらなければならないのは子どもやその周辺の異変に気づき虐待の兆候を発見する事です。

児童虐待はそのほとんどが家庭という閉ざされた空間で起こります。家庭の中の状況は外からはなかなか知る事が出来なく、また家庭は地域などを頼ろうとしません。虐待している親は自分が虐待をしていると言う訳がありませんし、自分が行っている行為が虐待だと気づいていない場合もあります。虐待を受けている子どもも親が虐待をしている事を知られたくなかったり、自分が悪いから仕方ないと思っていたり、他人が信用できなかったり等の様々な理由から自分が虐待を受けていることを他人に打ち明ける事はほとんどありません。つまり、児童虐待は発見しにくくこちらから気づいてあげる事、虐待の兆候を見逃さない事が大切です。

また、現在我々の社会は少子高齢化社会と言われるように子どもの数は年々減少していますが、それに反比例するように児童虐待の数は年々増え続けています。それは現在の家庭は養育機能が低下しているうえ、核家族化しているので育児など何か問題が起こったときに家庭内だけでは解決できず、外部機関に頼らなくてはならない状態になっているからと思われます。このため、このような家庭に対して支援や相談を行い、また虐待が起こってしまった場合、迅速に対応できる機関が近くにある事が大変重要になってきます。

① 苫小牧市における児童相談所の設置

児童相談所とは

児童相談所とは児童福祉法第12条に基づき、各都道府県に設けられた児童福祉行政の専門機関であり、児童すなわち0歳から17歳の者（児童福祉法4条）の心や身体に関する事、家庭や学校で困ったことなど、子どもに関わる様々な相談に応じ、子どもの健やかな成長を願って、ともに考え、お手伝いする公的な相談機関です。

児童相談所は全ての都道府県および政令指定都市（2006年4月から、中核市にも設置できるようになった）に最低1以上の児童相談所が設置されており、都道府県によってはその規模や地理的状况に応じて複数の児童相談所およびその支所を設置しています。

児童相談所の業務内容

児童相談所では以下のような業務を行っています。

- ・児童に関する様々な問題について家庭や学校などからの相談に応じること。
- ・児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。
- ・児童及びその保護者につき、前号の調査又は判定に基づいて必要な指導を行なうこと。
- ・児童の一時保護を行うこと。

苫小牧市への児童相談所の誘致について

苫小牧市を含む胆振日高管内を管轄としているのが室蘭市にある室蘭児童相談所です。胆振日高管内は面積が8510km²と広大であり、その広さを室蘭児童相談所ただ1カ所に対応するのは大変困難であります。また、1980年に苫小牧市は室蘭市の人口を超え、胆振日高管内では最も人口が多く、児童虐待の相談・通報件数も平成24年度では357件と年々上がっており管内ではトップの件数となっています。

苫小牧市では平成18年7月25日に「室蘭児童相談所の分室の設置について」の要望を北海道胆振支庁胆振保健福祉事務所児童相談部に提出しており、平成25年には道立苫小牧病院の跡地利用として児童相談所分室の設置を求めるなど児童相談所の設置は長年の懸案事項となっています。また、同じく平成25年には苫小牧市民生委員児童委員協議会が児童相談所を苫小牧へ誘致するための運動をスタートさせ、10万人を目標に署名集めを行っており誘致活動は現在でも続いております。

以上のような状況からも苫小牧市に児童虐待防止の最前線となる児童相談所を設置する事は苫小牧市民にとって長年の願いであり、これからも児童相談所の誘致を強く求めていく事が必要であると考えます。

② 地域による子ども見守りの強化及び情報の共有

<具体案1> 各家庭を訪問する事業者との連携活動

なぜ事業者との連携が必要なのか

虐待されている子ども達を守るための中心となる行政機関は児童相談所ですが、児童虐待は年々増え続けており限られた人員で多くの虐待や虐待以外の案件に対応している現状からいっても多くのマンパワーを必要とする見守り活動まではとても手が回りません。やはり、こういった活動は身近に接する事が多い地域の人たちが担うべきものです。一時保護された児童のそのほとんどは再び親元に戻ります。いかに地域で情報を共有して、虐待が2度3度繰り返されないように周りの人たちが見守っていくことが大切になります。

現在、児童虐待に関わっている機関や団体といえば「児童相談所」「市役所」「学校」「幼稚園」「保育園」「病院」「警察」「保健所」「要保護児童対策地域協議会」「民生委員児童委員協議会」「町内会連合会」等々がありますが、児童相談所と警察を除けば家庭の中まで見守る事はまずできません。その児童相談所と警察も余程緊急性が無い限りは強制権を使う事ができないため虐待の兆候を発見する事は大変困難です。そこで、玄関の中まででも入る事が出来る事業者などと、協力・連携して子どもや親（保護者）、家の中の様子など何か異変を感じ取ったら市や児童相談所等の機関に連絡できるような体制を整える事で、今までは見えづらかった家庭の中まで見守る事が出来ます。

●事業者の候補

「電気」「水道」「ガス」「郵便」「宅配業者」「新聞配達」「牛乳配達」「ヤクルト」
「ピザやそばの出前」「生活協同組合の食材配達」「保険員」 等々

高齢者見守りの事例

ここ数年、高齢者や障害者の孤立死・孤独死が大きな社会問題になっていますが、孤独死も児童虐待の防止も地域の見守りが必要という点は同じです。その対象を子どもも含めたものに広げるだけで児童虐待防止の為の見守りとして活動する事になります。苫小牧市でもすでに高齢者見守りとして「苫小牧市認知症高齢者等見守り SOS ネットワーク事業」という事業を行っておりますし、神奈川県や栃木県でも行われています。

- ・ 地域見守り活動に関する協力体制づくり（孤立死・孤独死防止対策）について
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/p593268.htm>
- ・ 栃木県／栃木県孤立死防止見守り事業（とちまる見守りネット）について
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e01/minanori.htm>

子どもからの SOS サインの周知

孤独死の場合メインとなるのは安否確認となりますので、その人の姿を見る事ができれば問題無しとなり、事業者の判断はさほど難しいものではありません。しかし、児童虐待の場合はそうはならず、一言で異変を感じ取ると言ってもどういったことが分からなければ虐待の兆候をつかむ事はできません。そこで虐待と疑われる場合の子どもからの SOS サインを記載したリーフレットを配布し、事業者へ周知をする事が必要になります。少し前に、政府広報から「いじめのサイン発見シート」と言うものが出されましたが、児童虐待のこのようなチェックシートを作成し事業者だけでなく、各家庭に配布し周知することにより見守りの範囲が広がる事になります。

- いじめ問題-いじめのサイン発見シート（パソコン版）：政府広報オンライン
<http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/ijime/sheet.htm>

●子どもからのSOSサインの例

- ・子どもの泣き声が頻繁に聞こえる
- ・衣服や身体が極端に汚れている
- ・体に傷やあざ、火傷のあとなど不自然な外傷がある
- ・表情が乏しく元気がない、笑顔も少ない
- ・情緒不安定で落ち着きがない、集中力もない
- ・怯えた態度で他人を避けようとする
- ・親に接する態度がおどおどしている、極端に緊張している
- ・発育が遅く身長や体重が少ない
- ・虫歯が多い
- ・食べることに異常に執着している
- ・基本的な生活習慣が身につけていない
- ・基礎学力が低い
- ・夏に厚着をしたり逆に冬に薄着をしたりと季節にそぐわない服装をしている
- ・衣服を脱ぐことに抵抗する
- ・他の子どもに対して乱暴する
- ・大人の顔色をうかがう
- ・対人関係がうまく築けない、協調性がない
- ・家に帰りたがらない、夜遅くまで家の外にいる
- ・友達の家などでご飯を食べようとする
- ・喜怒哀楽を表に表さない。感情がない
- ・異性を怖がる（特に性的虐待の場合）

<具体案2> 児童虐待情報共有システムの活用

児童虐待防止情報共有システムとは

総務省の「通信利用動向調査」によると、企業における平成24年度末のインターネット普及率は99.1%と企業におけるインターネットの利用は必要不可欠となりつつあります。インターネットはデータベースを利用した仕組みと連動することにより、情報の蓄積と低コストでの遠隔地間の情報共有ができる強力なネットワークとなっております。児童虐待防止情報共有システムは児童虐待児のデータベースと連動した情報管理の一元化が可能なパッケージシステムとなります。

●児童虐待防止情報共有システムパッケージ

- ・児童相談所支援システム | 北日本コンピューターサービス株式会社

http://www.kitacomco.jp/product/domestic_child_guidance.html

- ・児童家庭相談システム：シャープビジネスソリューション株式会社

<http://www.sharp-sbs.co.jp/jidosodan/>

- ・IBM児童相談所・自治体向け「児童虐待対応ナビシステム」 - Japan

<http://www.06.ibm.com/industries/jp/government/solutions/ISVtanbourine.html>

児童虐待防止情報共有システムの特徴

現在の児童虐待の防止等に関する法律や児童福祉法では、児童虐待の防止は児童相談所をはじめとして、各市町村や福祉事務所、警察や医療機関などの関係各機関が連携・協力して行うことを定めております。このように、児童虐待防止に係る関係各機関が多岐にわたるため、関係各機関における情報の共有が児童虐待防止のため不可欠な状態となっております。児童虐待防止情報共有システムは、各々の職員が情報共有するとともに、管理者もリアルタイムで情報を共有することが可能な情報共有機能、個別ケースに対応したナビゲーション機能、用語や法律のガイド機能があります。

児童虐待防止情報共有システム 導入の効果

児童虐待防止情報共有システムの効果としては、情報共有機能による情報の一元化が可能です。現在では各種会議時の資料や電話対応、FAXにて情報共有が行われております。情報を一元化することにより即時の現状把握はもちろんのこと、事務作業及び経費の軽減につながります。また、ナビゲーション機能により単なる記録の蓄積ではなく、判断の客観的な視点による統一された判断基準をもつことにより判断の即時性が期待できます。

児童虐待防止情報共有システム 導入実績

●自治体

- ・大阪府：児童虐待対策の推進

<http://www.pref.osaka.lg.jp/sesaku/index.php?scode=30600&status=sesakuList>

- ・神戸市：児童虐待相談システムの導入について

<http://www.city.kobe.lg.jp/information/public/hogo/510600.pdf>

- ・加西市：家庭児童相談システム導入仕様書

<http://www.city.kasai.hyogo.jp/04sise/11osir/osir1212/files/osir121227e01.pdf>

<具体案3> ウォーキングを行っている人への見守り協力

これまでも繰り返し述べていますが、現在は核家族化などの影響でどこにどんな子供が住んでいるのかを認識しにくくなっています。地域の見守り活動も民生委員児童委員協議会や町内会連合などで行っていますが高齢者に頼っているのが現状です。

見守り活動を行うと言う事はその地域を歩き回る事になりますが、そこで注目したのがウォーキングやランニング等を行っている人です。苫小牧市でもウォーキングのイベントが行われている事からも分かるように昨今の健康ブームも重なってウォーキングやランニングの人口は増えております。また、苫小牧市は王子製紙などの製紙工場、トヨタ自動車北海道やその関連の各企業など3交代制を行っている企業も多く、そういった会社に勤めている人は子どもの活動時間帯である昼間にウォーキングやランニング等の運動を行っている事も考えられます。見守り活動を行うのにこういった人達と協力する方法もあるのではないのでしょうか。

協力者には腕章などをしてもらい、この腕章をしている人は安心だと子どもが一目でわかるようにします。また、「地域みまもりウォーキング」のようなイベントを開き広く市民に周知してもらうことで、この様な見守り活動をそれぞれの地域でも行う事が出来ると考えます。

3. 市民への啓蒙活動の促進

これまでも述べている通り、増加傾向にある児童虐待を防止するためには、関係各機関やそこに住む地域の人たちの協力・連携が不可欠ですが、児童虐待に対する知識や関心はさほど高くありません。11月が児童虐待防止推進月間であることや、児童虐待防止運動のシンボルであるオレンジリボン運動などの認知度はまだまだ低いのが現状です。このため児童虐待防止に関して道民、市民に対して広く周知すると共に意識を高める啓蒙活動を行うことが重要になります。

① 児童虐待防止条例の制定

なぜ条例が必要なのか

子どもにとって一番身近な存在である母親、父親が加害者となっているこの児童虐待という問題を解決するためには、その地域に暮らす大人たちの協力が何よりも必要不可欠です。次世代の社会を担う全ての子ども達が健やかに育つためには地域の人たちが一体となって児童虐待防止のための環境づくりを行っていかねばなりません。

地域の住人が協力し合い、様々な関係機関が連携して子ども達を虐待から守り、社会全体で児童虐待問題に取り組む体制を整備すると共に子ども達一人一人の人権が尊重され健やかに育つことができる社会、児童虐待が無いまち苦小牧市を実現させなければなりません。

そこで、市民一人一人がこの児童虐待問題に関心を持ち、この問題の防止への意識の醸成をはかるために「児童虐待防止条例」を制定し、市民に広く周知を図る事が重要と考えます。

児童虐待防止条例を導入している自治体（主なもの）

- ・三重県「子どもを虐待から守る条例」（平成18年1月10日施行）
<http://www.pref.mie.lg.jp/D1KODOMO/kodomok/gyakutai/index.htm>
- ・和歌山県「和歌山県子どもを虐待から守る条例」（平成20年8月1日施行）
<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040200/gyakutaibousi/index.html>
- ・大阪府「大阪府子どもを虐待から守る条例」（平成23年2月1日施行）
<http://www.pref.osaka.lg.jp/kateishien/gjoureil/>

- ・愛知県「愛知県子どもを虐待から守る条例」 （平成26年4月1日施行）
<https://www.pref.aichi.jp/gikai/oshirase/seisakujourei.html>
- ・柏市「柏市児童虐待及びいじめ防止条例」
<http://www.city.kashiwa.lg.jp/soshiki/222000/p015740.html>
- ・名古屋市「名古屋市児童を虐待から守る条例」 （平成25年4月1日施行）
<http://www.city.nagoya.jp/kodomoseishonen/page/0000047051.html>
- ・川崎市「川崎市子どもを虐待から守る条例」 （平成25年4月1日施行）
<http://www.city.kawasaki.jp/259/page/0000047115.html>
- ・堺市「堺市子どもを虐待から守る条例」
http://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/hughug/seishonen_oshirase/jorei/gyakutaimamoru/zenbun.html
- ・志免町「志免町児童虐待の防止等に関する条例」(平成25年12月17日施行)
http://www1.g-reiki.net/shime/reiki_honbun/q029RG00000516.html
- ・浦安市「浦安市の子どもをみんなで守る条例」 （平成24年7月1日施行）
http://www.city.urayasu.chiba.jp/secure/30590/06_bessatu.pdf
- ・川口市「川口市虐待の防止等に関する条例」 （平成25年10月1日施行）
<http://www.city.kawaguchi.lg.jp/kbn/20050057/20050057.html>
- ・武蔵野市「武蔵野市児童虐待の防止及び子育て家庭への支援に関する条例」
(平成16年2月1日施行)
- ・東大阪市「東大阪市子どもを虐待から守る条例」

付 則

●参考資料・参考文献

- ・ルポ 児童虐待 [朝日新聞大阪本社編集局] 朝日新書
- ・ルポ 子どもの無縁社会 [石川結貴] 中公新書ラクレ
- ・Q&A 児童虐待防止ハンドブック改訂版 [児童虐待問題研究会 (編著)] ぎょうせい
- ・児童相談所はいまー児童福祉司からの現場報告ー
[斉藤幸芳・藤井常文 (編著)] ミネルヴァ書房
- ・こども虐待の理解と対応 子どもを虐待から守るために [庄司順一] フレーベル館
- ・苦小牧育児ガイド とことこ・とまこまい 2014～2015

- ・(H) [厚生労働省] 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第9次報告)
- ・(H) [北海道] 子どものいじめ・虐待防止緊急宣言
- ・(H) [室蘭児童相談所] 平成25年度業務概要(平成24年度実績)
- ・(H) [北海道] 子ども虐待対応マニュアル～関係機関初期対応実践編～
- ・(H) きずなメール・プロジェクト
- ・(H) イクメンプロジェクト
- ・(H) NPO法人ファザーリングジャパン

●発行者

◎一般社団法人苦小牧青年会議所



理事長	廣澤隆
担当副理事長	阿部和法
政策室室長	佐藤章一
次世代政策委員会	・委員長 矢農誠
	・副委員長 菅野拓哉
	・幹事 佐藤天亮 <※編集責任者>
	・委員 東孝宣、阿部英樹、源津善崇、野表広和 日沼直竹、福岡大二郎、酒井雅樹

発行日 2014年8月31日

市民政策提案に対する回答
「児童虐待防止に関する提言書」

1 子育て支援施策の充実

① 母親の孤立防止支援や育児情報の発信力強化

＜具体案1＞きずなメールの活用

【こども育成課】

提案のあった「きずなメール」につきましては、携帯電話の普及に伴い、パソコンを活用した情報発信とは違い、身近なツールとして有効であると認識しております。しかし、現在の情報発信としましては、広報誌、ホームページやフェイスブックなどの活用を行っているほか、母親の孤立防止支援策としては、こんにちは赤ちゃん事業、子育て支援センターを含め市内5ヶ所の子育てルームにおいて、育児相談や子育て講座の開催、育児サークルの支援等を母親との直接対面により実施し、母親の様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供や助言を行い、支援が必要な家庭に対しての適切なサービス提供に努めております。

市の基本的な考え方としましては、双方向のコミュニケーションを重視した直接対面による支援の充実を進めていくことが重要であると認識しており、現在実施している事業により、ご提案のあった役割については一定程度果たしているものと考えていることから、当面は現状の方策を継続してまいりたいと考えております。

＜具体案2＞町内活動による育児支援

【市民生活課】

近年、様々な社会環境が変化する中で、市民の生活環境や人間関係が複雑化し、家庭にあっては母親の孤立や児童虐待が社会問題の一つになってきています。

こうした複雑化する社会の中で、心豊かな生活を送るためには家族の支えばかりではなく、地域の皆さんがお互いに支え合うことも必要になってきているものと考えています。

本市の町内会では、高齢者の見守り事業をはじめ、青少年の健全育成や親子で参加できる様々な事業を展開しており、若いお母さんを巻き込む世代間交流なども、今後の町内会活動の一つになるものと考えています。

これらの地域活動の実現に向けては、地域住民の理解や町内会の体制づくりが求められるものと思われまます。

御提言いただいた、地域による子育て支援などにつきましては、町内会活動の拡充に向けた情報の一つとして、他の自治体における取組事例などと合わせて町内会の皆さんに提供して参ります。

② 父親の子育て参加の促進、育児中の母親の就業支援

＜具体案1＞父子手帳（イクメン手帳）の発行

＜具体案2＞イクボスの養成

【男女平等参画課】【健康支援課】【工業労政課】

子育て支援施策の充実につきましては、核家族化や地域のつながりの希薄化などがある中、子育ての孤立化や不安の解消を図ることは重要です。また、男性の育児参加は母親の育児ストレスを軽減する大きな要因であり、親の子育てを支援するこ

とは、子どもの健やかな育ちにつながり、児童虐待防止の観点からも大切であると
考えております。

提言の「父親の子育て参加の促進」「育児中の母親の就業支援」につきましては、
男女平等参画都市宣言をしている市として、仕事と家庭の両立をする上での負担感
や子育ての負担感を緩和し、多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実
は重要と考えております。市では、誰もが働きやすく、家事も子育ても行える環境
づくりのため、「ワークライフバランス」や「お父さんの子育て」をテーマとした講
演会を開催するほか、市内の企業等の育児休業制度、ワークライフバランスの取組
等に関するアンケート調査を実施し、取組事例を紹介してまいります。

また、国や道と連携をとり、育児休業取得促進に向けた制度の周知を図るなど、
イクボス養成のための企業等の取組を支援したいと考えています。

今後は、提言をいただいた父子手帳やイクボス養成を含めて具体的に推進できる
内容について検討をしていきたいと考えております。

③夜間や休日の預かりに対応する制度や施設の拡充

<具体例1>ファミリーサポートセンター事業と介護支援いきいきポイント事業の
連携

【介護福祉課】【こども支援課】

ファミリーサポートセンター事業は、育児の援助を受けたい依頼会員と援助を行
う提供会員との相互援助活動で、提供会員は一定の講習を受けて有償でサービスを
実施しています。事業は、子どもの預かりや送迎支援が主なもので有償の育児支援
であり、ボランティア活動とは異なりますことから介護いきいきポイント事業との
連携は難しいものと考えております。

高齢者の子育て支援参加においては、現在も幼稚園・保育園における高齢者との
交流事業や町内会等の見守り事業など地域における取組みをされており、今後にお
きましても放課後児童クラブでの交流など、高齢者の方々のお知恵を発揮してい
ただける機会を広げ、地域ぐるみで子育てをサポートするための協力を得ていき
たいと考えております。

2 児童虐待の早期発見及び防止体制の充実

①苫小牧市における児童相談所の設置

【こども支援課】

児童相談所分室設置につきましては、市の重点要望として北海道へ要望しており、
現在、本市における虐待の迅速な対応と判定も含めた巡回相談の充実等について
求めており、北海道において協議していただいているところです。

②地域による子ども見守りの強化及び情報の共有

<具体案1>各家庭を訪問する事業者との連携活動

【こども支援課】

地域の子どもの見守り等は、地域の民生委員児童委員や学校・保育園・医療機関
等が担っており、緊急通報などに対応するための情報については、関係機関との間
で連携が図られていると考えております。要保護児童を発見した際の通報義務は、
児童福祉法に定められておりますが、各家庭への訪問機会のある事業者に対し、協

力を求めることでさらに見守り体制の強化に繋がることから、今後、具体的な方策について検討してまいりたいと考えております。

＜具体案2＞児童虐待情報共有システムの活用

【こども支援課】

児童虐待通報共有システムの活用につきましては、現在、要支援世帯に対する支援経過等を管理する相談システムを導入し、迅速な対応のために課内において情報管理を行っているところです。

また、関係機関との情報共有については、要保護児童対策地域協議会を通じて支援計画を含めて情報共有を図っております。

＜具体案3＞ウォーキングを行っている人への見守り協力

【こども支援課】

現在、町内会等の地域の53団体の皆さんが「防犯パトロール」や「子どもの見守り活動」等を積極的に実施しており、その内苫小牧警察署に登録のある33団体が青色回転灯装着車両によるパトロール活動を行っております。これらの活動は不審者対策ばかりではなく、虐待の早期発見にも繋がることから、虐待防止を含めた見守り活動をしていただくよう町内会やウォーキング団体などにも協力をお願いしていきたいと考えております。

3 市民への啓蒙活動の促進

①児童虐待防止条例の制定

【こども支援課】

苫小牧市民生委員児童委員協議会による8万人を超える児童相談所誘致の署名活動や苫小牧青年会議所を中心としてPTA、幼稚園、保育園、地域団体等、市内19団体が実行委員、オブザーバーとなり「児童虐待防止市民集会」が開催されました。民の力でこのような活動が行われたことは、市民の皆さんが次世代を担う子どもを地域で支えようという表れであると考えます。

条例を制定することは児童虐待に関する市民意識の醸成を図る方策として有効であると考えますが、提言の趣旨を踏まえた具体的な施策について検討してまいりたいと考えております。



[苫小牧市役所](#) > [くらし・手続き](#) > [市民参加](#) > [市民政策提案制度](#) > [受付状況](#) > 児童虐待防止に関する提言書

ツイート 0

いいね! 0

児童虐待防止に関する提言書

提案者

一般社団法人苫小牧青年会議所 理事長 廣澤 隆

提案理由

児童虐待は増加の一途にあり、全国的に深刻な問題と認識されています。また、苫小牧市においても同様の傾向にあり児童虐待防止対策の実施は急務となっております。当会では、この現状を変えようと平成26年8月31日には苫小牧児童虐待防止市民集会を多くの団体の皆様と開催させていただくとともに、政策面でも調査を進め提言書にまとめて提案させていただきます。

提案内容

提出資料参照

受付日

平成26年10月30日

回答期限

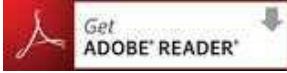
平成27年1月30日

提出資料

- PDF [市民政策提案書](#)(31.09 KB)
- PDF [児童虐待防止に関する提言書](#)(591.11 KB)

回答書

- ・ **PDF** [回答通知](#)(23.08 KB)
- ・ **PDF** [別紙回答書](#)(102.31 KB)



PDFファイルをご覧になるには、Adobe Readerが必要です。

Adobe Readerをお持ちでない場合は、左の"Get AdobeReader"アイコンをクリックしてください。

第3章 市民政策提案制度

- 第17条 市民は、次に掲げる場合を除くほか、市に対して政策を提案しようとするときは、別に定めるところにより、18歳以上の市民10人以上の連署をもって、その代表者から、市に対し、政策の提案をすることができる。
- 2 市は、市民に対して政策の提案を求めるときは、提案を求める政策の目的及び課題、提案の方法、提出期間その他の提案に必要な事項を明らかにして行うものとする。
 - 3 市は、前2項の規定により市民から政策の提案があったときは、その内容を総合的に検討し、当該提案があった日から3月以内(前項の規定による政策の提案については、別に定める期間内)に検討の結果及びその理由を当該市民(第1項の規定による政策の提案については、当該提案に係る代表者)に通知するとともに、その概要を公表するものとする。

【説明】

- 1 市民政策提案制度は、市民参加の一手法として新たに設ける制度です。この制度は、自治基本条例制定の取り組みにおいて条例に盛り込むべき項目として市長に提出された「まちづくり基本条例等検討懇話会」の提言の中で提案されたものを制度として具体化したものです。
- 2 市民意見提出制度は、市民からいつでも市に政策提案をすることができる制度と、市の方から市民の政策提案を募集する制度の二通りの制度で構成されています。

1 項関係

- ① 政策提案制度は、市政全般にわたって寄せられる通常の提案や苦情などと異なり、具体的な政策として提案していただくものであることから、個人的なものとしてではなく、一定程度の人の集まりの中で組織的に検討・吟味された結果として提案していただくこととしています。
- ② 応募条件の年齢は、市民参加の対象と考えられる社会人としての年齢を考慮したものです。
また、市の機関が政策提案を募集する場合に、政策の内容によっては、18歳未満の方々の提案を求めることも想定されます。

2 項関係

市から市民に対して政策提案を募集する場合の公表事項について明らかにしています。市からの政策提案の募集に応じて市民が政策提案をする場合は、年齢要件は適用されず、市が募集する政策の内容に応じて応募できる市民の年齢の幅が広げられる事が想定されています。

3 項関係

市民からの政策提案あるいは市の募集に応じた政策提案が提出された場合の取扱いについて定めています。

- ① 市民からの随時の政策提案を受けたときは、市は3カ月以内にその提案内容について検討し、その結果及びその理由を提案者に通知するとともに、公表することとしています。
- ② 市からの政策提案の募集に応じた政策提案については、その政策の内容に応じて必要な期間を市がそのつど定めて行うこととなりますが、その結果の取扱いについては①と同様に扱うこととなります。

[運用]

- 1 市民から政策提案が寄せられた場合は、提案内容を所管する部課において、提案された政策の必要性及び優先度の観点から検討を行った上で総合的に判断を行い、結果を公表するものとし、また、必要に応じて関係する他の部課及び関係機関等との調整を行うものとし、
- 2 市民が政策提案を提出する場合には、所定の様式によって提出することとなりますが、その様式については、施行規則第14条で次のように定めています。
 - ① 市民政策提案書(施行規則様式第1号)

② 提案書の添付書類 市民政策提案者署名簿（施行規則様式第 2 号）及び関係書類

3 市民政策提案制度の運用に関して実施要綱では次のように定めています。

第 5 章 市民政策提案制度に関する事務

第 1 市民からの政策等の提案

1 提案の受付

市民からの政策等の提案の受付は、総合担当で行うものとする。

2 形式要件の確認

市民政策提案書(施行規則様式第 1 号)及び市民政策提案者署名簿(施行規則様式第 2 号)について、必要事項が記載されているか確認を行うとともに、市民政策提案書については政策等の案及び資料の添付について、市民政策提案者署名簿については自署の有無について確認を行うものとする。

3 補正

市民政策提案書及び市民政策提案者署名簿の記載事項に漏れがある等形式的な要件に不備があるときは、その場で提案代表者に補正を求めるものとし、その場で補正できない場合は、相当の期間を定めて提案代表者に補正を求めるものとする。提案代表者が補正の期間内に補正しないときは、提案を却下し、その旨を通知するものとする。

4 署名の審査等

(1) 署名の審査

市民からの政策等の提案を受け付け、形式的な要件を審査した後は、市民政策提案者署名簿に記載された提案者の氏名、住所及び生年月日等が、条例第 17 条第 1 項の規定により提案できる者に該当する者であるかどうかを審査する。審査の結果、有効な署名数が 10 人に満たないときは、提案代表者に補正を求めるものとする。

(2) 署名の効力の基準

署名の効力の基準は次のとおりとする。

ア 氏名については自署のみを有効とする。

イ 氏名、住所及び生年月日等の記載内容が虚偽又は架空のものであるときは、無効とする。

ウ 氏名、住所及び生年月日の記載のないもの並びに代筆をした場合の代筆者の氏名及び住所の記載のないものは無効とする。

(3) 受付日及び回答期限の記入

受付に伴う審査が完了し、政策提案の要件を満たしたときは、総合担当において受付日及び提案に対する回答期限となる日付を記入するものとする。この場合において、受付日の記入は、受付印の押印をもって代えることができるものとする。

5 提案後の取り下げ

市民からの政策提案の受付後において、提案代表者から提案を取り下げる場合は、取り下げる旨を記した文書を提出するものとする。

6 担当課への引き継ぎ

市民政策提案の受付を完了した後は、速やかに提案の内容となる政策等を所管する担当課に関係書類を引き継ぐものとする。

7 担当課における検討

(1) 調査及び検討

提案内容を所管する担当課は、政策提案の内容について調査及び検討を行い、提案の取扱いについて決定する。

(2) 提案代表者等による説明

担当課は、提案内容の調査及び検討に当たっては、必要に応じて提案代表者等から説明を聞

くことができるものとする。

(3) 関係者等との協議

担当課は、必要に応じて提案内容に関係がある第三者又は市の機関との協議を行うものとする。

8 結果の通知

担当課は、政策提案の回答期日までに、提案内容に対する検討の結果及びその理由を市民政策提案結果通知書(様式第1号)により提案代表者に対して通知しなければならない。この場合において、その通知の内容について公表するとともに、総合担当に報告するものとする。

9 市民自治推進会議への報告

総合担当は、政策提案に関する検討の結果に関する担当課からの報告を集約のうえ、市民自治推進会議に報告しなければならない。

第2 市による政策等の提案の募集

1 政策提案の募集に当たって配慮すべき事項

市の機関が市民による政策等の提案を募集するに当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

ア 政策等の目的を明確に示して、市民がその目的に合致した政策等を提案しやすいように配慮すること。

イ 政策等を提案できるものの範囲は、できる限り広く設定すること。

ウ 政策等の提案の方法は、原則として書面によるものとし、持参のほか、確実に申請書類等が受付に届く方法により行うものとし、必要に応じて提出に必要な書式を設定すること。

エ 市の機関の募集に応じて市民が政策等の提案を行うために十分な時間を確保して提出期間を設定すること。

2 提案された政策等の検討及び結果の通知等

市民による政策等の提案を募集した担当課は、提案された政策等の内容について調査検討のうえ、その提案の取扱いについて決定するものとする。この場合において、この章第1に規定する取扱規定のうち、関係する規定を準用するものとする。

(3)市民政策提案制度

